

札幌市公共交通協議会生活交通改善事業計画策定部会設置規程

(令和5年1月24日制定)

(目的)

第1条 この規程は、高齢者や身体障がい者などの移動制約者に対し利便性の向上を図るため、関係機関を交えて、ノンステップバスの導入などを盛り込んだ札幌市生活交通改善事業計画の策定に係る協議及びその他連絡調整を行うため、札幌市公共交通協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する組織及びその運営に関し、協議会要綱及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本規程による部会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称は生活交通改善事業計画策定部会とする。

(協議事項)

第3条 生活交通改善事業計画策定部会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- (1) 札幌市生活交通改善事業計画の策定に係る協議に関する事項
- (2) 各関係機関の取組に係る連絡調整に関する事項
- (3) 生活交通改善事業計画策定部会の運営方法その他生活交通改善事業計画策定部会が必要と認める事項

(協議会から部会への権限の委任)

第4条 協議会要綱第8条第3項の規定に基づき、前条に規定する事項に係る協議会の権限を生活交通改善事業計画策定部会に委任し、当該委任された権限に属する事項については生活交通改善事業計画策定部会の議決をもって協議会の議決とする。

(部会長)

第5条 生活交通改善事業計画策定部会の部会長は、協議会会長が指名する委員をもつ

て充てる。

- 2 部会長は、生活交通改善事業計画策定部会を代表し、会務を掌握する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 生活交通改善事業計画策定部会の会議は、協議会要綱第7条の規定に準じ、運営を行うものとする。

- 2 書面による会議は、協議会要綱第7条第5項の規定に準じるもののほか、部会長が必要と認める場合も実施できるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 生活交通改善事業計画策定部会において協議が調った事項について、生活交通改善事業計画策定部会の構成員である委員及び臨時委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 生活交通改善事業計画策定部会の庶務は、札幌市まちづくり政策局において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、生活交通改善事業計画策定部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年1月24日から施行する。